

児童生徒用タブレット端末の破損等の補償範囲と対応について

タブレット端末を自宅に持ち帰る場合、登下校時も含め、家庭学習での破損等のリスクも想定されます。

つきましては、破損時の状況（故意によるもの）等により、御家庭で実費負担をお願いすることもありますので、下記のとおり御理解と御協力をよろしく願います。

記

1 補償対象となる範囲

- (1) 学校敷地内外の教育活動において生じた故意ではない過失による破損
- (2) 学校敷地内外で発生した盗難（警察への盗難被害届の提出が必要）
- (3) 適切な使用において生じた故障
- (4) 教育委員会が補償することが適当と認めた場合

2 補償対象外となる事例

- (1) 学校敷地内外で生じた故意による破損
- (2) 学校の敷地内外を問わない紛失
- (3) 故意の改造や設定変更による破損、故障、利用不可となる状態
- (4) 上記以外で、適切な教育活動から著しく逸脱した理由による破損等

3 補償対象外となる場合の対応

- (1) 実費負担で補償していただくこととなります。
 - ※補償対象外となるかどうかは、蒲郡市教育委員会と協議の上、判断させていただきます。
 - ※実費負担となった場合、御家庭で加入している任意保険等で補償される場合がありますので、御確認ください。（「愛知県PTA連絡協議会 小中学生総合保障制度」等）

4 家庭での使用時の注意点について

- (1) 破損したり故障したりするなどして、利用不可とならないよう丁寧に扱うようにしてください。
- (2) 自宅以外の場所に持ち出さないようにし、学習目的に限って使用してください。